

定款の一部改正について(案)

平成 27 年 1 月 21 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

我が国の金融・資本市場について総合的な魅力を高めるため、インターネットを通じて多数の者から少額ずつ資金を集める仕組みであるクラウドファンディングの利用促進に向けた改正金融商品取引法の施行が平成 27 年 5 月までに予定されている。また、店頭デリバティブ取引について、国際的な規制議論を踏まえ、市場の公平性・透明性の向上といった観点から一定の店頭デリバティブ取引に係る電子取引基盤の使用義務化に向けた改正金融商品取引法の施行が同年 9 月に予定されている。

今般、これら改正により新たに第一種金融商品取引業として規定される株式型クラウドファンディング及び電子取引基盤の運営に係る業務について、新たに本協会の自主規制の対象とするとともに、これらに係る業務に加えて従来の特定店頭デリバティブ取引等に係る業務のみを行う第一種金融商品取引業者を、本協会の「特定業務会員」（従来の「店頭デリバティブ取引会員」を改める。）とするための規定の整備を図るため、定款の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- ① 「店頭デリバティブ取引会員」を「特定業務会員」に改め、金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において「特定店頭デリバティブ取引等に係る業務」又は「第一種少額電子募集取扱業務」のみを行う者を「特定業務会員」とする。 (第 5 条)
- ② 「店頭デリバティブ取引会員」及び「店頭デリバティブ取引会員権」に関する規定を、「特定業務会員」及び「特定業務会員権」に置き換える。
(第 13 条、第 14 条、第 26 条、第 30 条、第 47 条、第 56 条)
- ③ その他、所要の整備を行う。

3. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

①募集期間：平成27年1月21日（水）から平成27年2月20日（金）17：00 まで（必着）

②提出方法：郵便または電子メールにより下記まで提出してください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

日本証券業協会総務部 あて

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「定款の一部改正についての意見」とし、次の事項をご記入のうえ、提出してください。

①氏名又は名称

②連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④意見の該当箇所

⑤意見

⑥理由

○ 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 総務部 （電話 03-3667-8451）

以 上

「定款」の一部改正について（案）

平成 27 年 1 月 21 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（協会の要件）</p> <p>第 5 条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会の種類に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>1 会 員 金融商品取引業者のうち、<u>第一種金融商品取引業（店頭金融先物取引等及び第 3 条第 7 号ニに掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務を除く。以下この条において同じ。）</u>を行う者（次号イ又はロに掲げる業務のみを行う者を除く。）</p> <p>2 <u>特定業務会員</u> 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、次に掲げる<u>業務のみ</u>を行う者</p> <p>イ 特定店頭デリバティブ取引等に係る<u>業務</u></p> <p>ロ <u>金商法第 29 条の 4 の 2 第 10 項に規定する第一種少額電子募集取扱業務</u></p> <p>3 特別会員 金商法第 2 条第 11 項に規定す</p>	<p>（協会の要件）</p> <p>第 5 条 本協会の協会員は、次の各号に掲げる協会の種類に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>1 会 員 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業を行う者（<u>第一種金融商品取引業において有価証券関連デリバティブ取引等以外の店頭デリバティブ取引等のみを業として行う者を除く。</u>）</p> <p>2 <u>店頭デリバティブ取引員</u> 金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業において、次に掲げる<u>いずれかのみを業として行う者</u></p> <p>イ 特定店頭デリバティブ取引等</p> <p>ロ 特定店頭デリバティブ取引等及び店頭金融先物取引等又は店頭デリバティブ取引等のうち第 3 条第 7 号ニに掲げる取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理</p> <p>ハ 特定店頭デリバティブ取引等、店頭金融先物取引等及び店頭デリバティブ取引等のうち第 3 条第 7 号ニに掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理</p> <p>（ 同 左 ）</p>

改 正 案	現 行
<p>る登録金融機関（登録金融機関業務（同法第33条の2に規定する行為のうち、同条第1号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）、第2号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）若しくは第3号（特定店頭デリバティブ取引等に係るものに限る。）に掲げるもの又は有価証券等管理業務をいう。）を行う者をいう。以下同じ。）</p> <p>（業務）</p> <p>第7条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>1～15 （ 現行どおり ）</p> <p>16 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項第8号に規定する不当要求情報管理機関として情報の収集及び提供を行うこと。</p> <p>17・18 （ 現行どおり ）</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p>第2章 会員及び特定業務会員 （特定業務会員の資格）</p> <p>第13条 第5条第2号に定める要件を満たす者は、第22条第1項又は第26条第1項の承認を受けて、<u>特定業務会員</u>となる。</p> <p>2 <u>特定業務会員</u>が第30条において準用する第25条第1項の承認を受けて本協会を脱退し、又は第30条において準用する第28条第1項の</p>	<p>る登録金融機関（登録金融機関業務（同法第33条の2に規定する行為のうち、同条第1号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）、第2号（同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）若しくは第3号（特定店頭デリバティブ取引等に係るものに限る。）に掲げるもの又は有価証券等管理業務をいう。）を行う者をいう。以下同じ。）</p> <p>（業務）</p> <p>第7条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>1～15 （ 省 略 ）</p> <p>16 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の2第2項第7号に規定する不当要求情報管理機関として情報の収集及び提供を行うこと。</p> <p>17・18 （ 省 略 ）</p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p>第2章 会員及び店頭デリバティブ取引会員 （店頭デリバティブ取引会員の資格）</p> <p>第13条 第5条第2号に定める要件を満たす者は、第22条第1項又は第26条第1項の承認を受けて、<u>店頭デリバティブ取引会員</u>となる。</p> <p>2 <u>店頭デリバティブ取引会員</u>が第30条において準用する第25条第1項の承認を受けて本協会を脱退し、又は第30条において準用する第</p>

改 正 案	現 行
<p>決議により本協会から除名の処分を受けたときは、<u>特定業務会員</u>の資格を喪失する。</p> <p>3 <u>特定業務会員</u>が合併した場合において、法人が消滅したときは、<u>特定業務会員</u>の資格を喪失する。</p> <p>(特定業務会員権)</p> <p>第14条 <u>特定業務会員</u>は、定款施行規則に定める<u>特定業務会員</u>としての権利（以下「<u>特定業務会員権</u>」という。）を有する。</p> <p>2 <u>特定業務会員</u>が前条第2項又は第3項の規定により、<u>特定業務会員</u>の資格を喪失したときは、<u>特定業務会員権</u>は消滅する。</p> <p>3 <u>特定業務会員</u>は、第5条第2号に規定する第一種金融商品取引業を行う者でなくなると本協会が認めた場合、又は業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合は、定款施行規則で定める<u>特定業務会員権</u>の一部が制限されるものとする。</p> <p>4 <u>特定業務会員権</u>は、譲渡することができない。</p> <p>(協会の種類の変更申請)</p> <p>第26条 会員が<u>特定業務会員</u>になるには、第5条第2号に規定する要件を満たしたうえで、別に定める様式による加入内容変更申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>(特定業務会員に対する準用規定)</p>	<p>28条第1項の決議により本協会から除名の処分を受けたときは、<u>店頭デリバティブ取引会員</u>の資格を喪失する。</p> <p>3 <u>店頭デリバティブ取引会員</u>が合併した場合において、法人が消滅したときは、<u>店頭デリバティブ取引会員</u>の資格を喪失する。</p> <p>(店頭デリバティブ取引会員権)</p> <p>第14条 <u>店頭デリバティブ取引会員</u>は、定款施行規則に定める<u>店頭デリバティブ取引会員</u>としての権利（以下「<u>店頭デリバティブ取引会員権</u>」という。）を有する。</p> <p>2 <u>店頭デリバティブ取引会員</u>が前条第2項又は第3項の規定により、<u>店頭デリバティブ取引会員</u>の資格を喪失したときは、<u>店頭デリバティブ取引会員権</u>は消滅する。</p> <p>3 <u>店頭デリバティブ取引会員</u>は、第5条第2号に規定する第一種金融商品取引業を行う者でなくなると本協会が認めた場合、又は業務を休止し、業務休止の間、会費納入の免除を本協会が認めた場合は、定款施行規則で定める<u>店頭デリバティブ取引会員権</u>の一部が制限されるものとする。</p> <p>4 <u>店頭デリバティブ取引会員権</u>は、譲渡することができない。</p> <p>(協会の種類の変更申請)</p> <p>第26条 会員が<u>店頭デリバティブ取引会員</u>になるには、第5条第2号に規定する要件を満たしたうえで、別に定める様式による加入内容変更申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(店頭デリバティブ取引会員に対する準用規定)</p>

改 正 案	現 行
<p>第30条 第15条から第21条まで、第25条、第26条及び第28条から前条まで（第28条第1項第11号を除く。）の規定は、<u>特定業務会員</u>について準用する。この場合において、第15条から第21条まで、第25条、第28条及び第29条の規定中「会員」とあるのは「<u>特定業務会員</u>」と、第28条中「会員権」とあるのは「<u>特定業務会員権</u>」と、第19条第1項、第20条第1項、第29条中「会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者」とあるのは「<u>特定業務会員</u>」と、第17条中「会員代表者」とあるのは「<u>特定業務会員代表者</u>」と、第26条中「会員が<u>特定業務会員</u>になるには、第5条第2号に規定する要件を満たしたうえで、」とあるのは「<u>特定業務会員</u>が会員になるには、第5条第1号に規定する要件を満たしたうえで、」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(執行責任者の職務)</p> <p>第47条 自主規制会議に委任された業務の執行責任者は、第56条第2項に掲げる業務の執行及び第29条に規定する会員に対する勧告（第30条の規定により<u>特定業務会員</u>に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。）を行い、これを統括する。</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>(理事会の権限)</p> <p>第56条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、当該事項を執行する権限を自主規制</p>	<p>第30条 第15条から第21条まで、第25条、第26条及び第28条から前条まで（第28条第1項第11号を除く。）の規定は、<u>店頭デリバティブ取引会員</u>について準用する。この場合において、第15条から第21条まで、第25条、第28条及び第29条の規定中「会員」とあるのは「<u>店頭デリバティブ取引会員</u>」と、第28条中「会員権」とあるのは「<u>店頭デリバティブ取引会員権</u>」と、第19条第1項、第20条第1項、第29条中「会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者」とあるのは「<u>店頭デリバティブ取引会員</u>」と、第17条中「会員代表者」とあるのは「<u>店頭デリバティブ取引会員代表者</u>」と、第26条中「会員が<u>店頭デリバティブ取引会員</u>になるには、第5条第2号に規定する要件を満たしたうえで、」とあるのは「<u>店頭デリバティブ取引会員</u>が会員になるには、第5条第1号に規定する要件を満たしたうえで、」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(執行責任者の職務)</p> <p>第47条 自主規制会議に委任された業務の執行責任者は、第56条第2項に掲げる業務の執行及び第29条に規定する会員に対する勧告（第30条の規定により<u>店頭デリバティブ取引会員</u>に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。）を行い、これを統括する。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(理事会の権限)</p> <p>第56条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、当該事項を執行する権限を自主規制</p>

改 正 案	現 行
<p>会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。</p> <p>1・2 (現行どおり)</p> <p>3 第28条に規定する処分に関する事項(第30条の規定により<u>特定業務会員</u>に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。)</p> <p>4～10 (現行どおり)</p> <p>(定足数)</p> <p>第58条 理事会は、<u>その決議について議決権を有する</u>理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。ただし、第55条ただし書の規定により特別会員理事がその審議に参加できる議事以外の議事については、会員理事、公益理事及び常任理事の過半数の出席で足りるものとする。</p> <p>(総務委員会)</p> <p>第64条 (現行どおり)</p> <p>2・3 (現行どおり)</p> <p>4 総務委員会は、第56条第4項の規定により委任された事項及び次の各号に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。</p> <p>1～3 (現行どおり)</p> <p>4 協会の加入、<u>脱退及び種類の変更</u>に関する事項</p> <p>5～8 (現行どおり)</p> <p>5～12 (現行どおり)</p> <p>(監事会)</p> <p>第69条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。</p> <p>1・2 (省 略)</p> <p>3 第28条に規定する処分に関する事項(第30条の規定により<u>店頭デリバティブ取引会員</u>に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。)</p> <p>4～10 (省 略)</p> <p>(定足数)</p> <p>第58条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。ただし、第55条ただし書の規定により特別会員理事がその審議に参加できる議事以外の議事については、会員理事、公益理事及び常任理事の過半数の出席で足りるものとする。</p> <p>(総務委員会)</p> <p>第64条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 総務委員会は、第56条第4項の規定により委任された事項及び次の各号に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 協会の加入<u>及び脱退</u>に関する事項</p> <p>5～8 (省 略)</p> <p>5～12 (省 略)</p> <p>(監事会)</p> <p>第69条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>

改 正 案	現 行
<p>3 監事会は、監査報告書を作成するとともに、会計監査人の選任又は解任等の総会付議議案の内容の決定並びに監事の選任に関する同意及び監事の執行に関する事項について決議する。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>(不服審査会)</p> <p>第76条の3 (現行どおり)</p> <p>2 不服審査会は、本協会が行う第28条に規定する会員に対する処分(第30条の規定により<u>特定業務会員</u>に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。)その他の処分又は決定に係る不服の申立てに関する審査を行う。</p> <p>3・4 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行する。</p>	<p>3 監事会は、監査報告書を作成するとともに、会計監査人の選任又は解任等の総会付議議案に関する同意及び監事の選任に関する同意並びに監事の執行に関する事項について決議する。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(不服審査会)</p> <p>第76条の3 (省 略)</p> <p>2 不服審査会は、本協会が行う第28条に規定する会員に対する処分(第30条の規定により<u>店頭デリバティブ取引会員</u>に準用するもの及び第33条の規定により特別会員に準用するものを含む。)その他の処分又は決定に係る不服の申立てに関する審査を行う。</p> <p>3・4 (省 略)</p>